

佐呂間町強靱化計画

令和6年4月改訂
佐呂間町

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	佐呂間町強靱化の基本的考え方	
1	佐呂間町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	7
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
3	評価の実施手順	9
4	評価結果	9
第4章	佐呂間町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	22
2	施策推進の指標となる目標値の設定	22
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	22
4	推進事業の設定	23
	【佐呂間町強靱化のための施策プログラム一覧】	24
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	45
2	計画の推進方法	45
	【別表】 佐呂間町強靱化のための推進事業一覧	46

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

佐呂間町は、大規模な地震や津波の発生が多い地域ではなく、また、年平均降水量も約800mm程度であり、全国的に見ても降水量が少ない地域ではあるが、夏季における大雨や、冬季における発達した低気圧の影響による大雪や暴風雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、2015年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した2020年3月には、直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

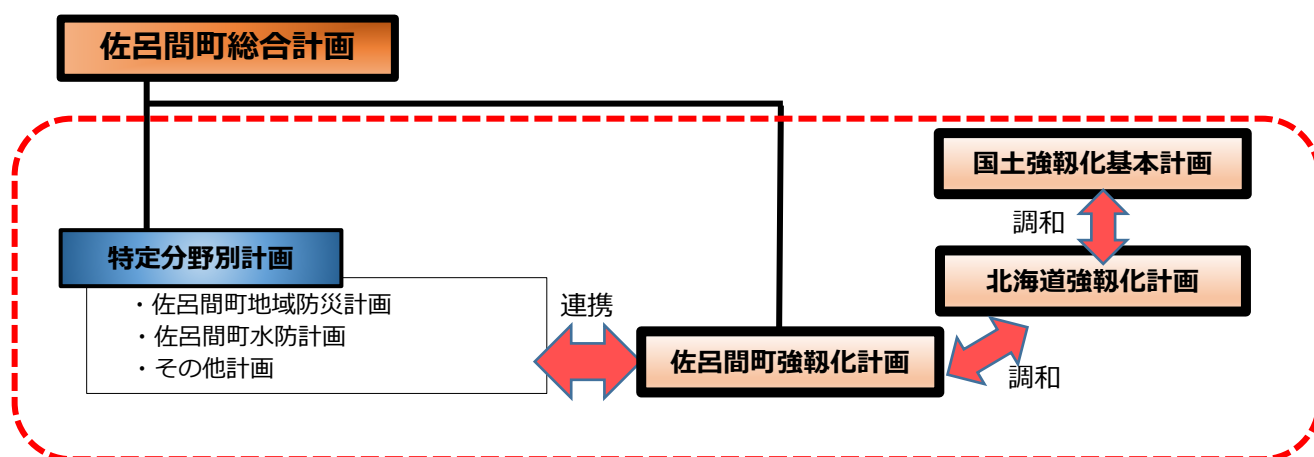
この間、本町においても、東日本大震災や2016年豪雨災害、2018年胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「佐呂間町地域防災計画」の見直しや「佐呂間町業務継続計画」の策定など、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、佐呂間町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「佐呂間町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、本町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 佐呂間町強靱化の基本的考え方

1 佐呂間町強靱化の目標

佐呂間町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

佐呂間町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、佐呂間町の強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」、「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを佐呂間町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

佐呂間町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と佐呂間町社会経済システムを守る
- (2) 佐呂間町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 佐呂間町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

佐呂間町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と佐呂間町の社会経済システムを守る」という観点から、佐呂間町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、佐呂間町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 佐呂間町における主な自然災害リスク

（１）地震・津波

- 太平洋沖における海溝型地震
 - ・ 根室沖における 30 年以内にM7.8～8.5 程度の地震発生確率は、80%程度（2018 年 2 月地震調査研究推進本部長期評価）
 - ・ 最大クラスの津波が発生した場合、想定される沿岸最大水位は 34.6m（2012 年太平洋沿岸津波浸水予測図）
- 色丹島沖における海溝型地震
 - ・ 色丹島沖における 30 年以内にM8 クラスの地震発生確率は、50%程度
- 択捉島沖における海溝型地震
 - ・ 択捉島沖における 30 年以内にM8 クラスの地震発生確率は、60～70%程度
- 内陸型地震（2018 年全国地震動予測地図）
 - ・ 道内の主要活断層は 13 箇所

(2) 豪雨／暴風雨／竜巻

- 過去 30 年の台風接近数は、年平均 2 個（全国平均約 6 個）と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 特に 2016 年 8 月中旬以降に本道に接近・上陸した一連の台風（7 号・9 号・10 号・11 号）に伴う大雨や強風等によって、甚大な被害が発生（死者 4 人・行方不明者 2 人、住宅被害は、全壊 39 棟、半壊 113 棟）
- 1991 年から 2017 年の間に、47 の竜巻等が発生（2006 年、本町で発生した竜巻では、9 名の死者が発生）

(3) 豪雪／暴風雪

- 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013 年には、道東を中心とした暴風雪により、9 名の死者が発生

2-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率 …… M7 クラス、30 年以内に 70%
- 被害想定 …… 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9 クラス、30 年以内に 70～80% 程度
- 被害想定 …… 死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

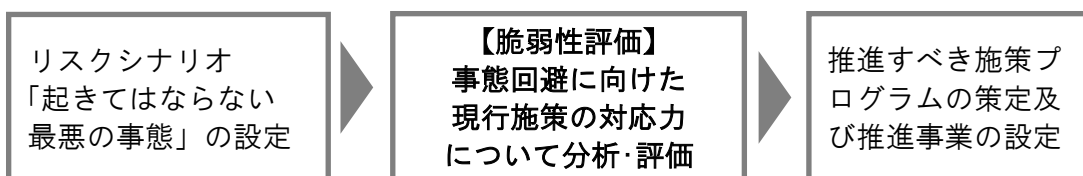
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

佐呂間町としても、本計画に掲げる佐呂間町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、佐呂間町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた佐呂間町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など佐呂間町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、佐呂間町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6 二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率については、耐震改修促進法の改正より一定規模以上の建築物に対する耐震診断が義務付けられていることなども踏まえ、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校、社会福祉及び社会教育施設など不特定多数が集まる施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持補修等適正な管理に努めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「佐呂間町総合計画」及び「佐呂間町公共施設等総合管理計画」に基づいた計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 町内の公営住宅については、「佐呂間町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 管理不全状態の空き家等については、佐呂間町総合計画に基づく情報の収集や利活用の促進などに取り組む必要がある。

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 指定緊急避難場所や指定避難所について、その適切性を確保するため、想定される災害や規模、態様などに応じた見直しを行う必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、事前に避難所に必要な設備の整備や住民が主体となった運営体制の構築を図る必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定を引き続き進めるとともに、福祉避難所に関する情報の普及啓発に取り組む必要尾がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道等と連携を図り整備を推進する必要がある。

(防火対策・火災予防)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・小中学校の耐震化率	100% (2020)
・社会福祉施設の耐震化率	100% (2020)
・公営住宅等長寿命化計画	100% (2024)
・空き家件数	245件 (2020)
・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定数	48か所 (2024)
・住宅用火災報知器設置率	83.5% (2020)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 土砂災害警戒区域等の指定が遅れていることから、北海道と連携しながら指定を進めるとともに、ハザードマップの作成などによる警戒区域の周知など、警戒避難体制の整備を推進する必要がある。

（砂防設備等の整備、老朽化対策）

- 土砂災害や山地災害のおそれがある箇所について、砂防設備や治山施設の一層の整備促進と適切な維持管理等を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・土石流危険渓流区域数 68箇所（2020）
- ・急傾斜地崩壊危険箇所数 2箇所（2020）
- ・土砂災害ハザードマップ 作成済み（2024）

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 北海道による新たな津波浸水想定の設定や見直しなどの情勢変化に応じ、ハザードマップや避難計画の見直しを行う必要がある。
- 佐呂間町津波避難計画等に基づき、海拔、津波浸水予想地域・津波襲来時間や高さの表示、避難方向や場所等を示す案内看板などの整備を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・津波避難計画の作成 作成済み（2020）
- ・津波ハザードマップ作成 作成済み（2020）

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水ハザードマップの作成）

- 国や北海道による洪水浸水想定区域図の見直しなどに応じ、適宜、洪水ハザードマップの見直しを行うとともに、ハザードマップの普及や防災訓練など円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 樋門等の河川管理施設については、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・洪水ハザードマップの作成 作成済み（2020）

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 暴風雪時における通行規制等の情報について、各道路管理者が連携し、地域住民等に対するきめ細やかな提供を行う必要がある。
- 防雪施設については、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に整備を進めているが、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者による情報共有や相互連携を強化し、円滑な除雪体制を確保するとともに、除雪機械の老朽化や堆積場の確保などの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- | | |
|------------|---------------|
| ・町道除雪路線延長 | 285.7km（2020） |
| ・除排雪機械保有台数 | 10台（2020） |

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を想定し、暖房器具等の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|---------------------|------------|
| ・物資の備蓄状況（毛布類） | 293枚（2024） |
| ・物資の備蓄状況（発電機） | 6台（2024） |
| ・物資の備蓄状況（ポータブルストーブ） | 14台（2020） |
| ・物資の備蓄状況（ジェットヒーター） | 6基（2020） |
| ・物資の備蓄状況（保温シート） | 500枚（2020） |

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 災害時の被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、火山や河川の監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報をリアルタイムで共有する各種システムの効果的な活用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、より迅速で確実な情報伝達を行うため、災害通信連絡訓練等により北海道防災情報システムの操作方法等の習熟を図る必要がある。
- 災害関連情報を確実に収集し、国や北海道などの行政機関や警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を進める必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえ、各種災害に係る避難勧告等の発令基準等の見直しを進める必要がある。
- 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、避難行動要支援者名簿や国民保護法に基づく安否情報システムの活用など、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民への災害情報の伝達として「佐呂間町防災行政無線システム」の適切な運用に努めるとともに、避難所等への公衆無線LANの整備を進めるほか、北海道防災情報システムとLアラート（災害情報共有システム）の効果的な運用を図る。
- 予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法による災害情報の伝達体制を構築する必要がある。

（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時において、外国人を含む観光客の安全を確保するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など外国人観光客等の受入体制の整備が必要である。
- 災害時も含め外国人観光客の移動の利便性を確保するため、英語表記やピクトグラム表記の道路案内標識等の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、要援護者台帳の活用を含めた避難体制の整備が必要である。

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、一時避難所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（防災教育推進）

- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の組織率向上等に取り組む必要がある。
- 災害から命を守るための「自助」の意識醸成を図るため、あらゆる機会を活用し厳冬期も想定した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- 学校教育においては、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

・防災行政無線システム	整備済（2020）
・自主防災組織活動カバー率	7.5%（2019）
・一日防災学校実施状況	1校（2020）

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定締結機関との連携を強化するとともに、未締結分野における協定締結を推進する必要がある。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、支援物資の経費負担等の事前確認や種類や数量のリスト化など、国、道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みを整備する必要がある。
- 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を進めるとともに、災害時における円滑なボランティア支援を行うため、災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制構築が必要である。

(非常用物資の備蓄促進)

- 応急物資等の迅速な調達を図るため、広域での備蓄・調達体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、最低3日分、可能であれば1週間分の食料等の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 町内会や自治会、自主防災組織においては、非常時に持ち出すには困難な物資について、備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要がある。
- 要配慮者向け物資を含めた非常用物資の備蓄体制を強化する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|--------------|--------------|
| ・防災関係の協定締結件数 | 56件（2024） |
| ・非常用物資食の備蓄状況 | 1,470食（2024） |

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 「佐呂間町地域防災計画」に基づき、防災関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 自衛隊は、大規模自然災害における救助・救援活動の中心として大きな役割が期待されていることから、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため、救急活動等に必要な資機材等の整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|--------------|-----------|
| ・防災総合訓練の実施回数 | 未実施（2020） |
|--------------|-----------|

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（防疫対策）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する必要がある。

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。
- 避難所における感染症の発生、まん延を防ぐため、避難者等の健康管理や施設の衛生管理などの感染症対策に取り組む必要がある。

（被災時の保健医療支援体制の強化）

- 災害発生時でも、迅速かつ的確な保健医療活動が実施できるよう、北海道や関係団体などとの更なる連携強化を図る必要がある。
- 災害発生時の町内の医療提供体制を強化するため、町立診療所のBCP（事業継続計画）を策定するとともに、応急用医療資機材の整備を促進する必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。
- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。
- 災害時要配慮者に対する福祉支援体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・特定健康診査受診率	36%（2019）
・避難所用簡易トイレの備蓄	40セット（2020）
・予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率	100%（2019）

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 地域防災計画や業務継続計画の見直し、職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 消防団については、団員数が年々減少しているため、地域の防災力・水防力の維持・強化に向け、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 災害対応の拠点となる行政機関の施設については、非常用電源設備の整備と概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応などの業務を継続するため、行政施設の耐震化及び防災拠点機能を備えた庁舎の新設について検討する必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 業務遂行の重要な手段として利用されているICT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定について検討する必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備などの応援体制を検討しておく必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|--------------------|-----------|
| ・災害対策本部を設置する庁舎の耐震化 | 未実施（2020） |
| ・佐呂間町BCP策定状況 | 策定済（2020） |

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 北海道における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、町としても、国や北海道などと連携しながら、エネルギーの地産地消など地域の特性を活かした取組を推進する必要がある。

(電力基盤等の整備)

- 電力の安定供給を確保するため、電力設備の耐災害性の向上、電源の多様化、分散化を推進する必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、町内石油販売業者等との間で協定を締結し、災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・石油燃料供給に係る協定締結 1件 (2020)

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 農水産業が安定した食料供給機能を維持できるよう、生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など持続的な農水産業経営に資する取組を推進する必要がある。

(道産食料品の販路拡大)

- 災害時において食料の供給を安定的に行うため、平時においても、食の高付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大などにより一定の生産量を確保していく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・農業従事者 999人 (2015)
- ・漁業従事者 331人 (2015)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池などの水道施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進する必要がある。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽などの施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

(下水道施設等の防災対策)

- 下水道BCPについて、国のBCPマニュアルの改訂に伴う見直しを進める必要がある。
- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設等の耐震化や長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に進める必要がある。

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（交通ネットワークの整備）

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を促進する必要がある。

（道路施設の防災対策等）

- 橋梁の耐震化については、災害時に重要となる避難路上などの橋梁を優先するなど計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策を着実に進めるとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

（鉄道の機能強化）

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保のほか、国、道、関係市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向けた取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・ 橋梁の予防保全率 | 17.6% (2020) |
| ・ 道路橋の長寿命化修繕計画策定状況 | 策定済 (2018) |

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、リスク分散に適した本町の優位性を活かしながら、オフィスや生産拠点の本道への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

(企業における事業継続体制の強化)

- 災害時における経済活動の継続を確保するため、町内の中小企業等における事業継続計画の策定を促進する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、被災企業に対する金融支援等のセーフティネット策を確保する必要がある。

【指標（現状値）】

・企業立地件数

2件（2020）

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保安全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の適正な保安全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ・多様な樹種・林齢で構成された森林の造林面積 | 22,788ha (2019) |
| ・町有林における人工林の面積 | 1,442ha (2019) |

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、遠軽地区広域組合内及び他の自治体との相互協力支援体制の構築など、廃棄物処理体制の構築を図る必要がある。

(仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務を円滑に実施するための体制強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定 策定済（地域防災計画第5章第28節）（2020）

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害時に、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携を図る必要がある。
- 建設業就業者及び技能労働者の確保について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくため、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

(行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、本町と国、道との行政職員の応援・受援体制を強化する必要がある。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、地域資源を活用した都市と農村の交流や地域の実情に即した集落対策などにより地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 応急対策業務に係る協定締結 5件（2020）

第4章 佐呂間町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、佐呂間町における強靱化施策の取組方針を示す「佐呂間町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

佐呂間町総合計画『基本構想「安心安全で豊かなまちをめざして」』で掲げる「住民の防災意識を高め、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現を図るとともに、佐呂間町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、町総合計画の方向に沿った取組などと調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、26の重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、佐呂間町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については事業内容とともに別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【佐呂間町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国・道・町・広域組合・民間の5区分）を末尾に[]書きで記載
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に**重点**と記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化） **重点**

- 佐呂間町住宅建設促進事業の活用促進を図るなど、住宅・建築物の耐震化を促進する。
[町・民間]
- 近年急増する外国人を含む観光客に対する安全を確保するため、観光施設や文化財などの耐震化を促進する。[国・道・町・民間]
- 社会福祉施設・社会体育施設など、多くの住民等が利用する公共施設等について、計画的な耐震化を推進する。[国・道・町・民間]

（建築物等の老朽化対策） **重点**

- 公共建築物等の老朽化対策について、佐呂間町公共施設等総合管理計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。[国・道・町]
- 町内の公営住宅については、佐呂間町公営住宅等長寿命化計画を策定の上、計画的な建替え、改善等を実施する。[国・道・町]
- 管理不全状態の空き家等について、国の支援制度等を活用しながら、その有効活用や除却を促進する。[国・道・町]

（避難場所等の指定・整備・普及啓発） **重点**

- 災害対策基本法に基づいて指定した指定緊急避難場所や指定避難所について、その適切性を確保するため、想定される災害や規模、態様などに応じた見直しを行う。[道・町]
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。[道・町・民間]
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、耐震改修などの施設整備を計画的に促進する。[国・道・町]

(緊急輸送道路等の整備) 重点

- 救急救援活動などに必要な緊急輸送道路や避難路等について、国や道等と連携を図りながら計画的な整備を推進する。[国・道・町]

(防火対策・火災予防)

- 住宅用火災警報器などの普及や火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。[国・道・町・広域組合]

《指 標》

小中学校の耐震化率	100% (2020)
社会福祉施設の耐震化率	100% (2020)
公営住宅等長寿命化計画	100% (2024)
空き家件数	245 件 (2018) ⇒ 235 件 (2025)
緊急指定避難場所及び指定避難所の指定数	48 箇所 (2024) ⇒ 必要に応じて追加
住宅用火災報知器設置率	83.5% (2020) ⇒ 100% (2025)

《推進事業》

- 空き家解体補助事業【企画財政課】
- 住宅建設促進事業【経済課】
- コミュニティ施設整備事業【町民課】
- 公営住宅整備事業（社会資本整備総合交付金事業）【建設課】
- 防災計画の推進【総務課】
- 商店街空き店舗対策事業【商工会、経済課】
- 観光関連施設整備事業【経済課】
- 高齢者福祉施設整備事業【保健福祉課、社会福祉法人】
- 介護施設整備事業【特別養護老人ホーム】
- 学校施設等整備事業【管理課、給食センター】
- 社会教育・社会体育施設整備事業【社会教育課、武道館・温水プール、図書館】
- 地域防災拠点施設整備事業【総務課】
- 火災予防対策【遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所】

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等) **重点**

- 土砂災害による被害の低減に向け、北海道と連携しながら土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、ハザードマップの更新や情報発信の強化を図る。[国・道・町]

(砂防設備等の整備、老朽化対策) **重点**

- 土砂災害や山地災害のおそれがある箇所について、砂防設備や治山施設の一層の整備促進と適切な維持管理などが行われるよう、国や道に要望を行う。[国・道・町]

《指 標》

土石流危険渓流区域数	66箇所(2020)	⇒	状況に応じて修正
急傾斜地崩壊危険箇所数	2箇所(2020)	⇒	状況に応じて修正
土砂ハザードマップ作成	作成済み(2024)	⇒	状況に応じて修正

《推進事業》

防災計画の推進【総務課】
防災資機材整備事業【総務課】
防災備蓄品整備事業【総務課】
地域防災拠点施設整備事業【総務課】
佐呂間別川改修事業【北海道、建設課】
普通河川環境整備事業【建設課】
畑総担い手育成型事業【北海道、農務課】
道営草地事業【北海道、農務課】
民有林造林事業【経済課、北海道、森林組合】
民有林人工造林推進事業【経済課、森林組合】
町有林造林事業【経済課】
町有林保育事業【経済課】
町有林素材生産事業【経済課】
町有林林道作業道補修事業【経済課】

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備) **重点**

- 津波ハザードマップや佐呂間町津波避難計画について、地域住民への周知・啓発を図る。[町]
- 町における津波ハザードマップ及び津波避難計画について、北海道による新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂を実施する。[道・町]
- 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、佐呂間町津波避難計画等に基づき整備を推進する。[国・道・町]

《指 標》

津波避難計画の作成

作成済み(2020)

⇒ 状況に応じて修正

津波ハザードマップ作成

作成済み(2020)

⇒ 状況に応じて修正

《推進事業》

防災計画の推進【総務課】

防災資機材整備事業【総務課】

防災備蓄品整備事業【総務課】

地域防災拠点施設整備事業【総務課】

佐呂間別川改修事業【北海道、建設課】

普通河川環境整備事業【建設課】

護岸整備工事【北海道、建設課】

漁港整備事業【北海道、経済課】

サロマ湖漁港整備事業【国、北海道、経済課】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成) **重点**

- 国や北海道による洪水浸水想定区域図の見直しなどに併せ、適宜、ハザードマップの見直しを行うほか、洪水ハザードマップの更なる周知や防災訓練などに取り組む。[国・道・町]

(河川改修等の治水対策) **重点**

- 河道の掘削、築堤などの治水対策について、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。[道・町]
- 樋門等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施する。[道・町]
- 下水道浸水被害軽減のため、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。[国・道・町]
- 国、道、気象台などの関係機関で構成する佐呂間町防災会議において、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための仕組みを検討する。[国・道・町]

《指 標》

洪水ハザードマップの作成 作成済み(2020) → 状況に応じて修正

《推進事業》

佐呂間別川改修事業【北海道、建設課】

普通河川環境整備事業【建設課】

公共下水道事業ストックマネジメント事業(社会資本整備総合交付金事業)【建設課】

漁村整備事業佐呂間地区(農山漁村地域整備交付金事業)【建設課】

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化) **重点**

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。[国・道・町]
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。[国・道・町]

(除雪体制の確保) **重点**

- 適切な除排雪を推進するとともに、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。[国・道・町]
- 冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国・道・町]
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。[国・道・町・民間]

《指 標》

町道除雪路線延長	285.7km (2020)	➡ 状況に応じて変更
除排雪機械保有台数	10台 (2020)	➡ 適宜更新

《推進事業》

道路除排雪事業【建設課】
建設機械購入事業（社会資本整備総合交付金事業）【建設課】
町道整備事業（社会資本整備総合交付金事業）【建設課】

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- 町が設置する避難所等における防寒対策として、毛布や暖房器具、発電機などの備蓄を促進する。[道・町]
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。[国・道・町]

《指 標》

物資の備蓄状況（毛布類）	293 枚（2024）	➡ 適宜更新
物資の備蓄状況（発電機）	6 台（2024）	➡ 適宜更新
物資の備蓄状況（ポータブルストーブ）	14 台（2020）	➡ 適宜更新
物資の備蓄状況（ジェットヒーター）	6 基（2020）	➡ 適宜更新
物資の備蓄状況（保温シート）	500 枚（2020）	➡ 適宜更新

《推進事業》

防災計画の推進【総務課】

防災資機材整備事業【総務課】

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化) **重点**

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関相互の連絡体制を強化する。[国・道・町・民間]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムの効果的な運用を図る。[国・道・町]
- 災害時における通信手段を確保するため、防災行政無線の計画的な更新や衛星携帯電話等の整備を進める。[道・町]

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難勧告等の発令基準等の見直しを進める。[国・道・町]
- 住民等への災害情報の伝達に必要な「佐呂間町防災行政無線システム」の適切な運用に努めるとともに、避難所等への公衆無線LAN機能の整備、北海道防災情報システムとLアラート（災害情報共有システム）の効果的な運用、災害情報伝達手段の多重化を推進する。[国・道・町]
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。[国・道・町]

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時においては相談窓口の設置やSNS等を利用した情報発信を行うとともに、平時には観光関連施設におけるソフト面の防災対策など、観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国・道・町・民間]
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。[国・道・町・民間]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、要援護者台帳を活用した地域住民の支援による避難体制の整備を推進する。[町・民間]

(帰宅困難者対策の推進)

- 災害時における帰宅困難者対策として、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化する。[国・道・町]

(地域防災活動、防災教育の推進) **重点**

- 地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上、地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。[道・町・民間]

- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関等と連携しながら防災意識向上に向けた取組を推進する。[町・民間]
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道・町]

《指 標》

防災行政無線システム	整備済(2020)	➡	必要に応じて整備更新
自主防災組織活動カバー率	7.5%(2019)	➡	10.0%(2025)
一日防止学校実施状況	1校(2020)	➡	全校実施(2025)
防災訓練実施回数	未実施(2020)	➡	毎年実施

《推進事業》

防災計画の推進【総務課】

地域防災拠点施設整備事業【総務課】

Jアラート機器更新事業【総務課】

消防無線デジタル化更新事業【遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所】

観光関連施設整備事業【経済課】

防災教育の推進【管理課】

交通安全施設整備【北海道警察、町民課】

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定の締結機関との連携を強化するとともに、未締結分野における協定締結を推進する。[道・町・民間]
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、支援物資の経費負担等の事前確認や種類や数量のリスト化など、国、道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備を促進する。[国・道・町・民間]
- 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を進めるとともに、災害時における円滑なボランティア支援を行うため、災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制を構築する。[国・道・町・民間]

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 大規模災害時において応急物資等の迅速な調達を図るため、広域での物資調達等の体制整備に取り組む。[道・町]
- 民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた市町村の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する。[町・民間]
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料等の備蓄や非常用電源の確保が行われるよう、備蓄に関する啓発活動を推進する。[町]
- 町内会や自治会、自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。[町・民間]

《指 標》

防災関係の協定締結件数	56 件 (2024)	➡ 必要に応じて締結
非常食の備蓄状況	1,470 食 (2024)	➡ 適宜更新・補充

《推進事業》

防災計画の推進【総務課】
防災備蓄品整備事業【総務課】

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- 「佐呂間町防災会議」による防災訓練等を通じ、防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。[国・道・町]

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 自衛隊は、大規模自然災害における救助・救援活動の中心として大きな役割が期待されていることから、道内の自衛隊体制の維持・拡充に向け、関係機関と連携した取組を推進する。[国・道・町]

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため、救急活動等に必要な資機材、消防車両等の更新・配備を計画的に行う。[国・道・広域組合]

《指 標》

防災総合訓練の実施回数

未実施(2020) → 毎年実施

《推進事業》

防災計画の推進【総務課】

消防無線デジタル化更新事業【遠軽地区広域組合】

消防車両整備事業【遠軽地区広域組合】

高規格救急自動車整備事業【遠軽地区広域組合】

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。[国・道・町]

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。[町]
- 避難所における感染症の発生、まん延を防ぐため、避難者等の健康管理や施設の衛生管理など、道が作成している「北海道版避難所マニュアル」を踏まえた感染症対策に取り組む。[道・町]

(被災時の保健医療支援体制の強化) **重点**

- 災害発生時でも、迅速かつ的確な保健医療救護活動が実施できるよう、北海道や関係団体などとの更なる連携強化を図る。[道・町・民間]
- 災害発生時の町内の医療提供体制を強化するため、町立診療所のBCP（事業継続計画）を策定するとともに、応急用医療資機材の整備を促進する。[町・民間]

(災害時における福祉的支援)

- 自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設等への人的・物的支援について、道や福祉関係団体等と連携し、円滑に実施できる体制の充実を図る。[道・町・民間]

《指 標》

特定健康診査受診率	36% (2019)	⇒	40% (2025)
避難所用簡易トイレの備蓄	40セット (2020)	⇒	適宜更新
予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率	100% (2019)	⇒	100% (2025)

《推進事業》

- 防災資機材整備事業【総務課】
- 防災備蓄品整備事業【総務課】
- クリニックさろま関連施設整備事業【保健福祉課】

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) **重点**

- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画を見直すとともに、職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を推進する。[国・道・町]
- 地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。[国・道・町・広域組合]
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な庁舎等の行政施設の耐震化及び非常用電源設備の整備を推進するとともに、概ね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を確保する。[国・道・町]

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、ICT-BCPの策定など情報システムの機能維持のための取組を推進する。[道・町]

(広域応援・受援体制の整備)

- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う。[道・町]

《指 標》

災害対策本部を設置する庁舎の耐震化	未実施 (2020)	➡	建替含め検討
佐呂間町BCP策定状況	策定済 (2018)	➡	状況に応じて修正

《推進事業》

防災計画の推進【総務課】
火災予防対策【遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所】
消防団組織の充実【遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所】
防災資機材整備事業【総務課】
地域防災拠点施設整備事業【総務課】

4. ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 再生可能エネルギーの導入拡大に向け、国や北海道などと連携しながら、エネルギーの地産地消、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積など、関連施策を総合的に推進する。[国・道・町・民間]

（電力基盤等の整備）

- 電力の安定供給を確保するため、公共施設等の電力設備の耐災害性の向上、電源の多様化、分散化を推進する。[国・道・町・民間]

（避難所等への石油燃料供給の確保） **重点**

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、町内石油販売業者等との間で協定を締結し、災害時に有効に機能するよう平時からの情報共有や連携強化を図る。[町・民間]

《指 標》

石油燃料供給に係る協定締結

1 件（2020）

➡ 必要に応じて締結

《推進事業》

防災計画の推進【総務課】

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) **重点**

- 農水産業が安定した食料供給機能を維持できるよう、生産基盤の整備を推進する。
[国・道・町・民間]
- 農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。[国・道・町・民間]

(道産食料品の販路拡大)

- 農水産物や加工食品の販路拡大に向け、食のブランド化や高付加価値化の取組を推進する。[国・道・町・民間]

《指 標》

農業従事者	999人(2015)	➡	900人(2025)
漁業従事者	331人(2015)	➡	310人(2025)

《推進事業》

新規就農者対策事業【農務課、農業協同組合】
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業【農務課】
酪農労働力省力化推進施設等緊急整備対策事業【農務課】
6次産業促進事業【農務課】
漁業関連施設整備事業【漁業協同組合、経済課】
商工業活性化事業【経済課】

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策) **重点**

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池などの水道施設の耐震化や浸水対策、基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進する。[国・道・町]
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時の給水拠点の確保や給水訓練の実施など応急給水体制の整備を推進する。[国・道・町]

(下水道施設等の防災対策) **重点**

- 災害時に備えた下水道のBCPを策定の上、国の策定マニュアルの改定に伴う見直しを進めるとともに、下水道施設等の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。[国・道・町]

《指 標》

上水道の基幹管路の耐震適合率	0% (2020)	➡	10% (2025)
配水池耐震化率	0% (2020)	➡	10% (2025)
下水道管路耐震化率	0% (2020)	➡	10% (2025)
下水道BCPの策定状況	策定済(2015)	➡	状況に応じて修正
下水道ストックマネジメント計画の策定状況	策定済(2019)	➡	定期的に改訂
合併浄化槽普及率	86.5% (2020)	➡	90% (2025)

《推進事業》

- 佐呂間町水道事業ビジョン作成事業【建設課】
- 若佐簡易水道区域拡張事業【建設課】
- 佐呂間簡易水道基幹改良事業【建設課】
- 佐呂間簡易水道区域拡張事業【建設課】
- 公共下水道事業ストックマネジメント事業(社会資本整備総合交付金事業)【建設課】
- 漁村整備事業佐呂間地区(農山漁村地域整備交付金事業)【建設課】
- 合併処理浄化槽設置整備事業【建設課】

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備)

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。[国・道・町]

(道路施設の防災対策等) **重点**

- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき施設の適切な維持管理・更新等を実施する。[国・道・町]

(鉄道の機能維持・強化)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。[国・道・町]
- 国、道、町、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向け、必要な検討・取組を進める。[国・道・町]

《指 標》

橋梁の予防保全率	17.6% (2020)	➡	29.4% (2025)
道路橋の長寿命化修繕計画策定状況	策定済 (2018)	➡	状況に応じて修正

《推進事業》

町道整備事業 (社会資本整備総合交付金事業) 【建設課】

橋梁長寿命化修繕事業 (社会資本整備総合交付金事業) 【建設課】

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本町への移転、立地に向けた取組を促進する。[国・道・町・民間]

(企業の事業継続体制の強化)

- 災害時における経済活動の継続を確保するため、関係団体等と連携しながら、町内の中小企業等における事業継続計画の策定を促進する。[町・民間]

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。[町・民間]

《指 標》

企業立地件数

2 件 (2020) → 3 件 (2025)

《推進事業》

企業誘致支援事業【企画財政課】

商工業活性化事業【経済課】

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全) **重点**

- 災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保安全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保安全管理を推進する。

《指 標》

多様な樹種・林齢で構成された森林の造林面積	22,788ha (2019) ➔ 22,800ha (2025)
町有林における人工林の面積	1.442ha (2019) ➔ 1,500ha (2025)

《推進事業》

畑総担い手育成型事業【北海道、農務課】
畑総土地改良事業【北海道、農務課】
道営草地事業【北海道、農務課】
多面的機能支払交付金事業【農務課】
民有林造林事業【経済課、北海道、森林組合】
民有林人工造林推進事業【経済課、森林組合】
町有林林道・作業道補修事業【経済課】
町有林保育事業【経済課】
町有林造林事業【経済課】
町有林素材生産事業【経済課】
植樹事業【経済課】
有害鳥獣駆除事業【経済課】

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、遠軽地区広域組合及び他の自治体との相互協力支援体制の構築をに努める。[国・道・町・団体・民間]

（仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保）

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務を円滑に実施するための体制強化を図る。[国・道・町・民間]

《指 標》

災害廃棄物処理計画 策定済（地域防災計画第5章第28節）（2020） ➡ 状況に応じて修正

《推進事業》

遠軽地区最終処分場整備事業【広域組合・町民課】
廃棄物収集運搬等業務委託事業【町民課】

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、災害時における建設業との連携体制を強化する。[道・町・民間]
- 平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保など、関係団体等と連携した取組を推進する。[町・民間]

（行政職員の活用促進）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、本町と国、道との行政職員の応援・受援体制を強化する。[国・道・町]

（地域コミュニティ機能の維持・活性化）

- 復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、地域資源を活用した都市と農村の交流や地域の実情に即した集落対策などにより地域コミュニティの維持・活性化を図る。

《指 標》

応急対策業務に係る協定締結

5 件（2020）

→ 必要に応じて締結

《推進事業》

防災計画の推進【総務課】

佐呂間町サポーターズ倶楽部事業【企画財政課】

自治会活動活性化の推進【町民課】

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和3年から令和7年まで）とする。

また、本計画は、佐呂間町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、佐呂間町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 佐呂間町強靱化のための推進事業一覧

・当該事業の事業実施主体を推進事業名の末尾に【 】書きで記載。

所管部局名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
総務課	防災計画の推進【町・国・道・民間】	・防災訓練の実施 ・防災ハザードマップ、パンフレット作成 ・新たな防災協定の検討 ・災害対策実施体制の充実 ・災害情報収集、伝達体制の充実	1-1 1-2 1-3 1-6 1-7 2-1 2-2 3-1 4-1 7-2
	地域防災拠点施設整備事業【町】	・防災庁舎新築工事の実施	1-1 1-2 1-3 1-7 3-1
	防災資機材整備事業【町】	・防災資機材の適正な更新	1-2 1-3 1-6 2-3 3-1
	防災備蓄品整備事業【町】	・非常食等備蓄品の適正な更新	1-2 1-3 2-1 2-3
	Jアラート機器更新事業【町】	・Jアラート機器の更新整備	1-7
企画財政課	空き家解体補助事業【町】	・空き家の解体に対する助成	1-1
	企業誘致支援事業【町】	・企業誘致に関する優遇制度の検討	5-1
	佐呂間町サポーターズ倶楽部事業【町】	・佐呂間町サポーターズ倶楽部事業の推進	7-2
町民課	コミュニティ施設整備事業【町】	・佐呂間コミュニティセンター、若佐コミュニティセンター、浜佐呂間活性化センター等の整備	1-1
	交通安全施設整備【道・町】	・交通安全施設の整備	1-7
	自治会活動活性の推進【町】	・コミュニティづくりの推進、地域担当員による支援	7-2
保健福祉課	高齢者福祉施設整備事業【町・民間】	・老人福祉センター、ケアハウス等高齢者福祉施設の整備	1-1
	クリニックさろま関連施設整備事業【町】	・診療所機器整備・修繕、医師住宅修繕、調剤薬局修繕	2-3
農務課	畑総担い手育成型事業【道】	・配水池、管路、路盤改良、暗渠排水等の整備	1-2 6-1
	道営草地整備事業【道】	・草地整備改良、草地造成改良整備	1-2 6-1
	畑総土地改良事業【道】	・取水施設、浄水場、管路等の整備	6-1
	新規就農者対策事業【町・民間】	・新規就農予定者就農研修費用貸付、経営自立安定補助金交付	4-2
	畜産・酪農収益力強化整備特別対策事業【町・民間】	・経営向上のため施設整備、高性能機械導入	4-2
	酪農労働力省力化推進施設等緊急整備対策事業【町・民間】	・経営向上のため施設整備、高性能機械導入	4-2
	6次産業促進対策【町】	・地場産品開発の奨励促進	4-2
	多面的機能支払交付金事業【民間】	・農地周辺環境整備	6-1
経済課	住宅建設促進事業【町】	・住宅改修に対する助成	1-1
	商店街空き店舗対策事業【民間・町】	・商店街空き店舗の利活用検討	1-1

所管部局名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
	観光関連施設整備事業【町】	・道の駅サロマ湖、サロマ湖展望台等観光施設の整備	1-1 1-7
	漁港整備事業【道】	・富武士、若里、浜佐呂間各漁港の整備	1-3
	サロマ湖漁港整備事業【国】	・サロマ湖漁港の整備	1-3
	漁業関連施設整備事業【民間】	・水産物加工処理施設、加工施設非常用電源設備、養殖作業保管施設、海水製氷設備の整備	4-2
	商工業活性化事業【町】	・施設設備整備費助成、新商品の開発経費助成	4-2 5-1
	民有林造林事業【町・道・民間】	・民有林の計画的な造林整備	1-2 6-1
	民有林人工造林推進事業【町・民間】	・下刈り、除間伐等による民有林の整備	1-2 6-1
	町有林林道・作業道補修事業【町】	・林道、作業道の整備	1-2 6-1
	町有林保育事業【町】	・下刈り、除間伐等による町有林の整備	1-2 6-1
	町有林造林事業【町】	・町有林の計画的な造林整備	1-2 6-1
	町有林素材生産事業【町】	・町有林の計画的な主伐	1-2 6-1
	植樹事業【町・国・道・民間】	・旧牧野用地、学校林等の植樹	6-1
	有害鳥獣駆除事業【町】	・猟友会育成、免許取得奨励金、捕獲保証金支給	6-1
建設課	公営住宅整備事業（社会資本整備総合交付金）【町】	・公営住宅の建設、改修など	1-1
	佐呂間別川改修事業【道】	・佐呂間別川、仁倉川、小野の沢川改修	1-2 1-3 1-4
	普通河川環境整備事業【町】	・普通河川環境整備	1-2 1-3 1-4
	護岸整備事業【道】	・サロマ湖の護岸整備	1-3
	道路除雪事業【町】	・冬期道路交通の確保を図るための除排雪体制の充実	1-5
	建設機械購入事業（社会資本整備総合交付金）【町】	・除雪機械等の計画的な更新	1-5
	町道整備事業（社会資本整備総合交付金）【町】	・町道の計画的な整備、維持管理 ・道路パトロール車購入	1-5 4-4
	佐呂間町水道事業ビジョン作成事業【町】	・水道事業ビジョン、経営戦略資料作成	4-3
	若佐簡易水道区域拡張事業【道】	・浄水場、配水池、管路等整備	4-3
	佐呂間簡易水道基幹改良事業【町】	・配水池、配水管、送水管整備	4-3
	佐呂間簡易水道区域拡張事業【町】	・知来地区区域拡張事業	4-3
	公共下水道ストックマネジメント事業（社会資本整備総合交付金）【町】	・電機、機械等更新整備	1-4 4-3
	漁村整備事業佐呂間地区（農山漁村地域整備交付金事業）【町】	・電機、機械等更新整備	1-4 4-3
	合併処理浄化槽設置整備事業【町】	・合併浄化槽設置費用助成	4-3
	橋梁長寿命化計画策定事業【町】	・長寿命化計画の策定	4-4
	橋梁長寿命化修繕事業（社会資本整備総合交付金）【町】	・橋梁点検、補修整備	4-4

所管部局名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
特別養護老人ホーム	介護施設整備事業【町】	・特別養護老人ホーム施設の整備	1-1
管理課	学校施設等整備事業【町】	・各小中学校、給食センター、教職員住宅等の改修、整備	1-1
	防災教育の推進【町】	・各学校における防災意識の啓発、防災訓練の実施	1-7
社会教育課	社会教育・社会体育施設整備【町】	・町民センター、体育館、屋外体育施設等社会教育・体育施設の整備	1-1
広域組合	火災予防対策【広域組合】	・住宅用火災警報器の普及促進、火災予防運動による啓発	1-1 3-1
	消防無線デジタル化更新事業【広域組合】	・消防無線のデジタル化更新整備	1-7 2-2
	消防車両整備事業【広域組合】	・消防車両の更新整備	2-2
	高規格救急自動車整備事業【広域組合】	・高規格救急自動車の更新整備	2-2
	消防団組織の充実【広域組合】	・消防団員の確保、育成、組織の充実強化	3-1
	遠軽地区最終処分場整備事業【広域組合】	・遠軽地区最終処分場整備、維持管理	7-1